

## 令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：市長部局等

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	90.3%
全職員	74.0%

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・副部長相当職	100.5%
本庁課長相当職	98.1%
本庁課長補佐相当職	97.7%
本庁係長相当職	99.2%

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	87.8%
31～35年	90.8%
26～30年	90.0%
21～25年	87.6%
16～20年	85.0%
11～15年	90.2%
6～10年	91.0%
1～5年	86.0%

#### 【説明欄】

差異の主な要因として、世帯主や住居の契約者となっている男性に扶養手当や住居手当を支給している場合が多く、扶養手当の受給額に占める男性の割合は87.9%、住居手当の受給額に占める男性の割合は67.1%と高い割合となっています。また、一人当たりの時間外勤務手当の平均支給額における男性に対する女性の割合は68.9%となっており、時間外勤務の状況などにおいて差異が生じ得ることになります。これらのほか、子を養育するための部分休業による給与の減額について女性の方が多いためなどがあります。

なお、常勤職員と比べ勤務時間が短い職員の職員数については、時間数に応じて換算して計算しています（例：週31時間勤務の場合、0.8人とする）。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

## 令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：消防本部

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	—%
全職員	86.8%

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・副部長相当職	—%
本庁課長相当職	—%
本庁課長補佐相当職	—%
本庁係長相当職	—%

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—%
31～35年	—%
26～30年	—%
21～25年	—%
16～20年	97.7%
11～15年	—%
6～10年	—%
1～5年	88.1%

#### 【説明欄】

1の「任期の定めのない常勤職員以外の職員」では女性は0人のため、2(1)の区分では女性は0人のため、2(2)では女性が0人、または1人の区分では対象外として表示しません。

差異の主な要因として、世帯主や住居の契約者となっている男性に扶養手当や住居手当を支給している場合が多く、扶養手当の受給額に占める男性の割合は99.2%、住居手当の受給額に占める男性の割合は94.7%と高い割合となっています。

また、一人当たりの時間外勤務手当の平均支給額における男性に対する女性の割合は90.5%となっており、時間外勤務の状況などにおいて差異が生じ得ることになります。

なお、常勤職員と比べ勤務時間が短い職員の職員数については、時間数に応じて換算して計算しています(例：週31時間勤務の場合、0.8人とする)。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1日目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

## 令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：市民病院等

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	63.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	45.3%
全職員	57.0%

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	73.1%
本庁課長相当職	106.8%
本庁課長補佐相当職	90.3%
本庁係長相当職	73.7%

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	109.7%
31～35年	86.1%
26～30年	78.1%
21～25年	71.5%
16～20年	75.4%
11～15年	55.9%
6～10年	55.6%
1～5年	55.9%

#### 【説明欄】

差異の主な要因として、高額な給与となる医師の割合が男性の方が高く「任期の定めのない常勤職員」では男性職員のうち32.2%、女性職員では4.9%、「任期の定めのない常勤職員以外の職員」では男性職員のうち61.0%、女性職員では4.1%、全職員では、男性職員のうち36.0%、女性職員では4.7%となっており、男女の医師割合の差が大きな要因となっています。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。